

## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター事業推進会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会設置規程」に基づき、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業経営上の諸問題に対して、総合的に適切に対応すること、及び各専門部会に対し活動指針の提起と、各専門部会間の総合調整を行い、センター運営を効果的に執行すること、及び理事会の円滑な運営を目的として設置する。

### (構成)

第2条 センター事業推進会議（以下「推進会議」という。）は、理事長、常務理事、理事及び事務局長及び部会長を以て構成する。

2 理事長は、必要に応じてメンバー以外の関係者の参加を求めることができる。

### (会議)

第3条 推進会議は必要の都度、理事長が招集し会議の座長となる。

2 推進会議に理事長は、必要に応じて理事会の決議の基に、事業運営上の課題を提起し検討を指示することができる。

### (報酬等)

第4条 推進会議に出席した場合の報酬は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程」及び「公益社団法人松戸市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程」の定めに準じて支給する。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、センター事務局にて処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるものの他必要事項は、理事会で協議して定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。